

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	71 件
国民年金関係	25 件
厚生年金関係	46 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月から40年3月まで  
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、20歳になった昭和39年\*月ごろA区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料をまとめて自分で納付した。申立期間②の保険料は、B市役所で納付書により納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は申立期間②前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間②以降60歳に到達するまで保険料を完納していることが確認でき、申立期間②は3か月と短期間であることを考え合わせると、申立人は申立期間②の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立人は、昭和39年\*月ごろA区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料をまとめて納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録の申立期間①直後の保険料の納付日から、40年8月から同年11月ごろに払い出されたことが確認できるが、申立人は、払出時点において過年度納付となる申立期間①の保険料をさかのぼって納付したかどうか覚えていないと申述しており、申立期間①に係る保険料の納付状況は不明である。

また、被保険者台帳によると、申立期間①については保険料の徴収権が時効により消滅したことを示す「時効消滅」の印が押されていることが確認でき、「時効消滅」表示がされていることにつき、申立期間①は時効到来

まで未納期間であったことが推認されることから、申立人が申立期間①の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 2949 (事案 1251 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から53年3月まで

私の国民年金については、昭和54年2月ごろ、夫が市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その際、市の職員から国民年金保険料の納付年数が足りないのでまとめて納付するように言われ、夫婦二人分で14万円か15万円ぐらいの保険料を分割して納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納付できない。特に夫の保険料は52年1月から納付済みとされているが、私は同期間が未納とされているので、再審議して記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の夫は、当時の納付状況についての記憶が定かでないこと、ii) 申立人は、申立人の夫が申立期間の保険料を分割して納付したと主張しているが、国民年金被保険者台帳によると、申立人の夫は昭和52年1月から53年6月までの過年度分の保険料を分割納付していることが確認できること、iii) 夫婦二人分の申立期間の保険料を第3回目の特例納付により納付したとすると、法定保険料額は264か月で105万6,000円となり、申立人の夫が納付したと主張する14万円か15万円ぐらいの金額とは差異が大きいことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年4月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、昭和54年2月ごろ申立人の夫が市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、申

立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、夫婦が所持する年金手帳に記載された交付日から同年2月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、払出時点において、申立期間のうち52年1月から53年3月までの期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、保険料を夫婦二人分で14万円か15万円ぐらいの金額を分割して納付したと申述しているところ、昭和52年1月から54年3月までの保険料の合計額は約6万3,000円であり、同期間の保険料を夫婦一緒に納付したとする合計額は約12万6,000円となることから、申立人の申述する納付額におおむね一致する。

さらに、申立人は、保険料は夫婦一緒に納付していたと主張しているところ、国民年金被保険者台帳によると、申立人の夫は、昭和52年1月から53年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち52年1月から53年3月までの期間の保険料は、その夫と共に過年度納付していたと考えても特段不自然ではない。

一方、申立期間のうち昭和52年1月以前の期間については、国民年金手帳記号番号が払い出された54年2月時点において、時効により納付できない期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 2950

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月

私は、昭和47年4月から納付した国民年金保険料の領収書を保管している。ねんきん特別便を見ると同年4月の保険料が納付済みとされており、未加入で未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳において、申立人は昭和47年5月22日に国民年金に任意加入により、資格を取得していることが確認でき、当該資格取得日はオンライン記録とも一致することから加入手続前である申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であるところ、申立人が所持する納付書兼預り書により、申立人は、同年8月9日に、申立期間を含む同年4月から同年6月までの保険料を納付していることが確認できる。

また、社会保険事務所（当時）は、申立人が申立期間において国民年金に任意加入した記録が無いことを理由として、平成21年8月に申立期間の保険料の還付を決定しているが、申立人は還付請求書を提出しておらず、当該保険料が還付された事実は認められないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、申立期間が被保険者期間でないことを理由として保険料の納付を認めないことは信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 12 月から 52 年 3 月まで  
② 昭和 59 年 7 月から同年 9 月まで  
③ 平成元年 4 月  
④ 平成元年 9 月  
⑤ 平成 2 年 4 月から 4 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 7 月に結婚をして、妻の住所変更手続のため A 市役所に妻と一緒に出向いた際、夫婦二人分の国民年金の加入手続を強制的にさせられた。加入手続及び国民年金保険料の納付は妻に一任しており関与していないが、妻は夫婦二人分の保険料を納付し、納付が困難なときには免除の申請手続を行っていたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④については、1 か月と短期間であり、その前後の期間は納付済みである上、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻が納付済みと記録されていることから、申立人の保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

2 申立期間①については、申立人は婚姻した昭和 44 年 7 月ごろ申立人の妻が A 市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金の記号番号は、52 年 4 月 12 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同年 6 月に行われたものと推認され、この時点では、申立期間①のうち 50 年 3 月以前の期間は時効により保険料を納

付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったと述べている上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与したとする申立人の妻は、記憶が不鮮明なため申立期間①の保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立期間①は112か月と長期間である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間②、③及び⑤については、夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の妻の記憶が不鮮明なため、申立期間の納付状況等が不明である上、申立人の妻もいずれの期間についても未納と記録されている。

また、申立期間②については、申立人が関連資料として提出した昭和59年確定申告書控に、国民年金保険料10万8,000円と記載されているが、オンライン記録では、申立人夫婦の58年10月から同年12月までの保険料が59年4月に納付されていること、同年1月から同年6月までの保険料が61年3月以降に過年度納付されていること、及び59年10月以降は申請免除期間であることから、確定申告書控に記載された社会保険料控除額は納付状況からみて不自然であり、申立期間②の国民年金保険料の納付を推認することはできない。

さらに、申立期間③については、申立期間③前の平成元年1月から同年3月までの保険料が3年4月2日に納付された後、申立期間③後の元年5月及び同年6月の保険料が3年6月5日に過年度納付されており、この時点では、元年4月の保険料は時効により納付できなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間③及び⑤について、平成2年分から4年分確定申告書には、国民年金保険料としての記載額が無く、社会保険料控除額には国民健康保険料を記載したものと推認される上、申立期間③及び⑤の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間③及び⑤の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 53 年 4 月から同年 6 月まで

私の申立期間①の国民年金保険料については、社会保険事務所(当時)の記録では還付されているとのことだが、還付金を請求したことも受け取ったこともない。

また、申立期間②は未納とされているが、私は申立期間の保険料を納付した領収証書を持っており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

申立期間①及び②を納付済みとして認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の保管している領収証書に昭和 55 年 5 月 13 日の領収印が押されており、同年 4 月 30 日の納付期限を過ぎているため還付決議されているが、この時点において、53 年 4 月及び同年 5 月の未納期間は納付期限が到来しておらず、本来、当該期間に還付・充当処理が行われるべきところ、充当処理がなされていない上、申立人が 55 年 8 月に納付した 53 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 55 年 12 月に納付した 53 年 7 月から同年 9 月までの期間については、納付期限を過ぎて収納されており、この国民年金保険料をほかの期間に充当したと思われる事務処理が行われているが、特殊台帳に本来記載されるべき充当に係る事務処理の内訳が記載されておらず、その事務処理が明確ではなく、行政の記録管理に不手際が見受けられる。

また、申立人は、昭和 54 年 10 月に国民年金の加入手続を行い、さか

のぼって納付可能な期間を納付していることから、還付された場合には記憶しているのが通常であり、還付が行われたという記憶は無いという申立てに不自然さはないことから当該期間は還付されていないと考えるのが自然である。

- 2 申立期間②については、申立人の保管している領収証書に昭和 55 年 8 月 12 日の領収印が押されており、同年 7 月 31 日の納付期限を過ぎて収納されていることから、この保険料をほかの期間に充当したと思われる事務処理が行われているが、特殊台帳に本来記載されるべき充当に係る事務処理の内訳が記載されていない上、社会保険事務所は申立人の記録照会に対し、還付していないことを認めて平成 21 年 9 月 18 日に時効後納付を理由に還付決議を行っている事を踏まえると、当時の事務処理に不手際があったことが見受けられる。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年5月までの期間及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から同年5月まで  
② 平成3年8月  
③ 平成4年3月から5年4月まで

私は、大学在学中の昭和63年に結婚し、アルバイトで生計を立てていた。国民年金の加入手続は、結婚後4年を経過した平成4年4月ごろA市の窓口で行い、3年4月1日に遡<sup>さかのぼ</sup>って加入した。5年5月に就職し厚生年金保険に加入するまでの25か月間は、妻と一緒に国民年金保険料をすべて納付し、申請免除期間も追納しているはずであり、申立期間①及び②が未納、申立期間③が免除期間とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年5月末日に払い出され、学生が強制適用となった3年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、この時点で申立期間①及び②は国民年金保険料の過年度納付が可能な期間である。

また、申立期間①は資格取得当初の2か月で、その直後の2か月は過年度納付しており、申立期間②は過年度納付済期間に挟まれた1か月とそれぞれ短期間であることから、申立期間①及び②は納付していたものと考えるのが自然である。

2 申立期間③の全額免除期間については、申立人が就職後に全額追納したと申述しているところ、申立人及びその妻は、免除期間に係る追納申出の手続、納付場所、追納金額等についての記憶が不鮮明であり、保険

料の追納状況が不明である。

また、申立期間③に係る全額免除期間の申請日及び該当日については、オンライン記録及びA市の被保険者名簿から確認はできるものの、追納の申出及び保険料の追納状況については確認できない。

さらに、申立人が申立期間③の保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間③の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年5月までの期間及び同年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 2954

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から4年3月まで  
私が20歳になったとき、親と国民年金保険料の集金人との会話の中で、「20歳になったのだから国民年金に加入した方が良い。」との話になり、私は国民年金の加入手続きを行い、私と両親の3人分の保険料を納付していたのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間であり、申立人は申立期間後に未納は無く、一緒に国民年金保険料を納付していたとする両親も申立期間の保険料は納付済みである。

また、申立人が国民年金の加入手続きを行った平成4年6月18日の時点で、申立期間の保険料を過年度納付することは可能である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年8月から40年5月まで  
② 昭和41年8月から42年6月まで  
③ 昭和51年1月から同年3月まで

私は家業を手伝うため昭和36年7月に実家で家族と同居したときに、母が私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、集金人に国民年金保険料を納付してくれていた。私の母は、47年にA市役所（現在は、B市役所）の年金課から国民年金の加入履歴の確認があり、母がC市で集金人に納付していた領収証書を提出したところ、A市の收受印のある領収証書と交換され納付記録が認められたにも関わらず、同様に母が加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたはずの私の申立期間の保険料が未納及び未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、国民年金被保険者名簿に納付を示すと思われる印があり、その左右には日付及び金額の記載も確認でき、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、3か月と短期間であることから申立期間③の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①及び②については、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしてくれていた申立人の母は、申立人が国民年金に加入する以前から集金人に自分の保険料を納付していたが、A市への転居後に加入記録が無いと言われたため、C市の集金人から渡されていた領収証書を見せたところ、A市役所で新しい領収証書に交換され、納付記録と認められたにも関わらず、申立人の国民年金は未加入のままであると申述しているところ、申立人から提出された申立人の母の領収証書の領収日付印はD郵便局のものであり、記載されている金額も第1回特例納付制度実施時の

保険料月額を納付対象期間に乗じたものと一致していることから、昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの保険料を 47 年 6 月 15 日に納付した第 1 回特例納付の領収書証であると考えられる。

また、申立期間①及び②は、申立人の所持する国民年金手帳の記載、被保険者名簿及び特殊台帳では未加入の期間とされており、オンライン記録と一致していることから、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成5年9月1日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成4年6月から同年9月までは30万円、同年10月から5年8月までは9万8,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成3年8月1日から4年6月30日までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を30万円と訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月30日から5年9月1日まで  
② 平成3年8月1日から5年9月1日まで

私は、申立期間①についてはA社に継続して勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成4年6月30日になっていることは納得できない。

また、同社における申立期間②の標準報酬月額が、当時の給与額からみて非常に低くなっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は、平成5年9月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の厚生年金保険

の被保険者記録は、その6か月後の6年3月18日付けで、申立人の4年10月の定時決定の記録が取り消され、資格喪失日が同年6月30日として遡<sup>そきゅう</sup>及訂正されていることが確認できる上、元同僚21名にも申立人と同様の遡及訂正処理がされており、かつ、当該遡及訂正処理前の記録から、同日時点において、同社が適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、申立人が主張するとおり平成5年9月1日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の訂正前の社会保険事務所の記録から、平成4年6月から同年9月までは30万円、同年10月から5年8月までは9万8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成3年8月から4年9月までは30万円、同年10月から5年8月までは9万8,000円と記録されていたところ、4年3月7日付けで、3年8月から4年5月までが9万8,000円に減額処理がされていることが確認できる上、元同僚18名にも申立人と同様、同日に標準報酬月額の減額処理がされていることが確認できる。

しかし、当該元同僚18名のうち、1名については、その給与明細書により、当初、記録されていた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できたことから、申立人についても、当初、記録されていた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、平成3年8月1日から4年6月30日までについては、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給与より低い報酬月額を社会保険事務所に届け出たことが推認できることから、その結果、社会保険事務所は、標準報酬月額（30万円）に見合う保険料に基づく告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成4年10月1日から5年9月1日までの標準報酬月額については、申立人と同様に引下げ処理が行われた元同僚の給与明細書により、4年10月1日からは、30万円から9万8,000

円に引き下げられた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できたことから、申立人についても、申立期間①で設定したとおり、9万8,000円に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと推認される。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立期間②のうち、平成4年6月30日から同年10月1日までの標準報酬月額については、申立期間①で設定したとおり、30万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 1 日から 44 年 5 月 1 日まで

私は、A社で加入していた厚生年金保険について、脱退手当金が支給されていると社会保険事務所（当時）から知らされたが、同社の経理と社会保険関係の事務は私自身が担当しており、自分で脱退手当金を請求した覚えもなければ、受け取った覚えもないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約1年後の昭和45年4月15日に支給決定されている上、当時の同僚は、自分で脱退手当金の請求を行ったと証言していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が2回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、約1年ある最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 千葉厚生年金 事案 2643

### 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は昭和19年4月15日、資格喪失日は20年9月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、20円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月15日から20年11月1日まで

私の夫は、A社に昭和19年4月に入社し、20年10月末日まで勤務していたのに、同期間の厚生年金保険の記録が無いことは納得できないので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る年金手帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）の記録により、申立人がA社において、昭和19年4月15日に労働者年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、旧台帳に当該事業所における資格喪失日の記載が無いことから、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていない。

また、日本年金機構C事務センターは、「A社を管轄していたD社会保険事務所（当時）が保管する被保険者名簿の大部分が戦災により焼失したため、現存する払出簿及び被保険者名簿は、旧台帳を基に戦後に作り直したものである。」と回答していることから、当該事業所に係る被保険者名簿が焼失した可能性を否定できない。

さらに、申立人の妻は、「申立人は、戦災でA社のE工場が焼失した後、会社から同社F工場に疎開するよう言われ、終戦後の昭和20年10月末日

にF工場で退職したと聞いている。」と供述しているところ、当該事業所で18年4月1日に資格取得し、20年6月1日に資格喪失している元同僚は「E工場が焼失した後、若い人たちを中心にF工場に移るように言われ、私もF工場に疎開し、そこで退職した。」と供述しており、F工場に異動した者についても、E工場における被保険者資格を継続させる取扱いであったことがうかがえる。

一方、申立人の資格喪失日については、B社が提出した同社の社史において、昭和20年8月15日の終戦後、各工場では軍需工場としての生産を即日停止し、F工場は同年8月末日にいったん閉鎖したと記載されていることから、同年9月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年4月15日に労働者年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は20年9月1日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の昭和19年4月の記録から20円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成4年1月から5年9月までは26万円、同年10月は28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から5年11月1日まで  
厚生労働省の記録では、平成4年1月から5年10月までの私の標準報酬月額が9万8,000円にさかのぼって減額訂正されているが、当時、私はA社の役員でもなく、社会保険関係の事務手続に関与する立場でもなかったもので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年11月17日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、その約2か月後の6年1月13日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が4年1月から5年9月までの期間については26万円から、同年10月については28万円から、それぞれ9万8,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、申立人の雇用保険の記録における当該事業所に係る離職時の賃金日額は、9,555円であり、月額換算すると遡及訂正前の標準報酬月額にほぼ一致する。

また、当時申立人が加入していたB健康保険組合が保管する健康保険記録についても、平成4年及び5年算定時の標準報酬月額は、遡及訂正前の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、社会保険事務所において、遡及訂正処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

さらに、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により役員でないことが確認でき、雇用保険にも加入していることから、従業員という立場であり、当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年1月から5年9月までは26万円、同年10月は28万円と訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成5年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から6年4月1日まで

私は、平成5年8月1日にA社にC営業所長として入社し、10年9月末日に役員で退社した。同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が6年4月1日となっており、申立期間が厚生年金保険の被保険者とされていないことは納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社は、「現在残っている重役のメモや当時の組織図等から、申立人が申立期間に勤務していたことが確認できる。」と回答していることから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間当時、経理及び社会保険の担当であった者は、「A社では、勤怠管理はパソコンで行っており、給与明細書も同様にパソコンで管理していたことから、入社したときから厚生年金保険料は給与から控除されていたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を昭和31年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和22年12月1日から23年11月1日まで  
② 昭和31年3月1日から5月1日まで

私は、C社（現在は、D社）に昭和22年10月1日から同年11月30日まで勤務し、同年12月1日からは関連会社であるE社に引き続き勤務し、31年3月1日からはA事業所に勤務しているにもかかわらず、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、B事業所から提出された申立人の人事記録においては、申立人が昭和31年3月1日にA事業所に職員として採用されたと記載されていることから、申立人が申立期間②においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、元同僚は、「A事業所は、当時は特殊法人で、職員は公務員に準ずるとされていて、正規の職員であれば、当然社会保険に加入している。」と供述している上、当該元同僚が保管する自身の人事記録により、昭和31年4月1日に職員として採用されたことが確認できるところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、採用日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるこ

とから、当該事業所においては、職員は採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことがうかがえる。

さらに、人事記録によると、申立人は、昭和 31 年 4 月 21 日に A 事業所 F 支所に転勤しているが、同支所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは同年 5 月 1 日であることから、同日までは A 事業所における厚生年金保険の被保険者資格が継続していたものとするのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 事業所 F 支所における昭和 31 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 31 年 3 月及び同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①については、申立人は、「C 社から、関連会社である E 社に引き続き勤務した。」と供述しているところ、D 社が提出した社史には、「昭和 21 年 7 月に G（作業）のために、当社の職員及び作業員約 200 名を派遣した。22 年 12 月に職業安定法が施行されたことにより、労務の提供が禁止されたので、この業務は E 社の直営業務とされ、作業員をそのまま同社に引き継いだ。」と記載されており、申立人の供述と符合していることから、申立人が申立期間①において、E 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E 社は、昭和 22 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じく 23 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は 392 人いる上、申立人が氏名を挙げた当時の上司である課長は同年 8 月 1 日に、元同僚は同年 9 月 15 日にそれぞれ資格取得していることから、同社では、必ずしも新規適用時から全従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人が記憶している別の元同僚は、C社における被保険者資格を昭和22年12月1日に喪失し、E社における被保険者資格を23年11月1日に取得しており、申立人と同じく申立期間①は厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、E社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在は不明で、賃金台帳等の関連資料の所在も不明であることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和26年9月1日、資格喪失日は同年9月10日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和26年9月1日から同年9月10日まで  
② 昭和29年4月10日から同年11月10日まで

私は、申立期間①については、B区CにあったA社に勤務しており、また、申立期間②については、D社に9か月ぐらい勤務していたはずであり、申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていないことは納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の具体的な記憶及び申立人が氏名を挙げた元同僚の氏名がA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所に係る上記被保険者名簿において、申立人と氏名、生年月日及び厚生年金保険被保険者記号番号が一致する昭和26年9月1日資格取得、同年9月10日資格喪失の基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

これらのことから判断すると、事業主は、申立人が昭和26年9月1日に被保険者資格を取得し、同年9月10日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、被保険者名簿の昭和26年9月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、D社は、昭和 24 年 9 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、29 年 7 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間②のうち同年 7 月 30 日以降は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、D社の元同僚 14 名を調査し、連絡の取れた 2 名は、申立人を覚えていたがいずれも申立人の具体的な勤務期間については記憶しておらず、申立期間②における勤務実態について証言を得ることができない。

さらに、申立人と同じく昭和 29 年 1 月 6 日に資格取得し、同年 4 月 10 日に資格喪失している元同僚は、「私の 29 年 4 月 10 日の資格喪失日は合っていると思う。私の退職した 2 か月から 3 か月後に会社は倒産した。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月1日から41年1月21日まで

私は、昭和38年4月1日から平成17年9月30日まで、A社及びその関連子会社等に継続して勤務した。昭和40年6月1日から41年1月21日までの期間について、厚生年金保険に未加入とされているが、当時は同社本社のB（部門）に在籍していたと思うので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する従業員名簿、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、申立人は、「申立期間においてA社本社のB（部門）に所属していた。」と供述していることから、同社C事業所での資格取得日に合わせ、昭和41年1月21日とすることが妥当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年6月10日から42年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を39年6月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年6月から40年7月までは1万4,000円、同年8月から41年7月までは2万円、同年8月から42年9月までは3万6,000円、同年10月及び同年11月は3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月1日から42年12月1日まで

私は、昭和38年3月にB社を辞めた後、当時既に結婚して長男もおり、遊んでいるわけにもいかなかったので、すぐにA社に入社した。A社では入社当初、2、3か月の見習い期間があったと思うので、38年7月には厚生年金保険に加入したと思うのだが、42年12月に加入となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員名簿により、昭和38年3月4日に申立人が当該事業所にC（職種）として入社したことが確認できる。

また、社会保険事務を担当していた元同僚は、当時の社会保険等の取扱いについて、「正社員になると、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の3保険に同時に加入させていた。」と証言しているところ、申立人の当該事業所での雇用保険は、申立期間中の昭和39年6月10日に資格を取得していることから、申立人は、この時点で正社員になったことが推認できる。

さらに、申立人が記憶している元同僚のうち、申立人と同種の業務に従事していた者の厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格取得日が、雇用

保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 6 月 10 日から 42 年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同種の業務に従事した元同僚の被保険者記録から、昭和 39 年 6 月から 40 年 7 月までは 1 万 4,000 円、同年 8 月から 41 年 7 月までは 2 万円、同年 8 月から 42 年 9 月までは 3 万 6,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 3 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 6 月から 42 年 11 月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、雇用保険の記録が無い昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 6 月 10 日までの期間については、当該事業所で社会保険事務を担当していた元同僚が、「正社員になると、雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入させていた。」と証言していることから、申立人が雇用保険に加入し、正社員となった同年 6 月 10 日以前については、当該事業所は、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和40年2月1日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和38年8月21日から同年9月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年8月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間のうち、昭和38年8月21日から同年9月2日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年8月21日から同年9月2日まで  
② 昭和40年1月31日から同年2月1日まで

私は、B社からA社に出向し、同社に昭和38年8月21日から40年1月31日まで勤務していたのに、同社における厚生年金保険の被保険者記録は38年9月2日資格取得、40年1月31日資格喪失となっている。申立期間においても継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、38年8月及び40年1月の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、元同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録では、申立人の当該事業所における資格喪失日は当初、昭和40年2月1日と記録されていたところ、当該事業所が厚

生年金保険の適用事業所でなくなった日（40年1月31日）より後の40年4月7日付けで、当初の資格喪失日の記録が取り消され、同年1月31日に遡<sup>そきゅう</sup>及訂正されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、昭和40年4月7日付けで同年1月31日を資格喪失日とする遡及訂正が行われている者が、申立人を含め20人確認できる上、当該訂正処理前の記録から、同日においてA社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和40年1月31日に被保険者資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、遡及訂正前の喪失日である同年2月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①については、複数の元同僚の証言により、申立人はA社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び元同僚の供述から、昭和38年8月21日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、事業主は所在不明のため、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年4月1日から11年3月27日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を10年4月から同年12月までは53万円、11年1月及び同年2月は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成10年4月から11年2月までの期間に係る標準報酬月額（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成11年3月27日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月1日から11年3月27日まで  
② 平成11年3月27日から同年4月1日まで

私は、A社の契約社員となる際に取り交わした「覚書」での契約期間は平成11年3月22日までであるが、延長の要請があり、同年3月末まで同社勤務したのに、厚生年金保険の加入記録が同年3月27日までとなっていることは納得できない。

また、社会保険事務所（当時）の厚生年金保険料控除額に係る記録は、同社との「覚書」において、任意に加入する場合の控除率から試算される保険料控除額と異なっているので、実際に控除されていた保険料控除額に基づく記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①において、申立人から提出された平成10年分の所得税の確定申告書の控及び11年分の支払等明細書（同年1月から同年3月分）に基づく標準報酬月額は、事業主により社会保険事務所に届け出られている標準報酬月額よりも高い額となっていることが確認できることから、当該期間に係る標準報酬月額を10年4月から同年12月までは53万円、11年1月及び同年2月は44万円に訂正することが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり報酬の実態と相違していることから、事業主は、所得税の確定申告書の控及び支払等明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人から提出されたA社における平成11年分の支払等明細書（同年1月から同年3月分）から、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成11年分の支払等明細書（同年1月から同年3月分）により、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否か不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成6年10月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年10月は8万6,000円、同年11月は16万円、同年12月から7年1月までは18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月3日から7年2月1日まで

私は、B社を退職した翌日の平成6年10月3日にA社に入社し、C店に勤務した。同年10月から7年1月までの期間が厚生年金被保険に未加入となっているが、厚生年金保険料を給与から控除されているので、記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出されたA社交付の給与支給明細書により、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録において、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いが、同社は、平成2年3月6日に設立された法人事業所であり、当時の同僚の証言及び申立人が所持する6年10月から7年2月の給与支給明細書から判断すると、申立期間当時、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

一方、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、源泉控除して

いたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書により、平成6年10月は8万6,000円、同年11月は16万円、同年12月から7年1月までは18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、A社は適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるところから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和51年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月21日から同年9月1日まで

私は、昭和48年3月12日にC社に入社し、61年7月21日に同社を退職するまで継続して勤務していたのに、途中、A社に転勤したことであり、転勤の際の申立期間が厚生年金保険被保険者の加入記録から抜け落ちている。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事異動記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はC社に継続して勤務し（昭和51年8月21日に同社D工場から同社E工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入に関してB社の人事担当部門は、「当社E工場は、子会社であるA社が操業していたが、申立期間当時は当社が操業を引き継いでいた。しかし、厚生年金保険については、A社の名義で対応したのではないか。」と証言している上、オンライン記録では、A社は昭和43年12月9日に健康保険厚生年金保険の事業所整理記号がF県D市からE市へ変更されていることが確認できることから、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる53年9月4日まで、C社E工場はA社として適用されていたと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和

51年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和37年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月1日から同年9月1日まで

私は、昭和37年2月にD社E本社を退職し、同年3月1日にA社B本社に入社した。厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間が未加入の期間とされているが、雇用保険料や厚生年金保険料も当初の給与から控除されていたと思うので、加入期間と認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「50年史」、雇用保険の加入記録、健康保険組合の記録及び事業主の回答により、申立人が申立期間においてA社B本社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所が加入する健康保険組合は、「申立人は昭和37年3月1日に健康保険の被保険者資格を取得しており、36年にD社E本社からA社B本社に転勤し、申立人と同じ37年9月1日に同社B本社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚の健康保険資格取得日は36年7月25日である。」と回答しているところ、当該元同僚の所持する37年1月から同年12月までの給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社が保有している、申立人の上記健康保険組合に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の取得時の報酬月額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業所が保管し、資格取得日が昭和37年9月1日と記載された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び厚生年金保険被保険者名簿から判断すると、事業主は、同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月21日から同年7月10日まで

私は、昭和37年4月1日にA社に入社し、途中転勤はあったものの、平成5年1月3日に定年退職するまで継続して勤務していたが、申立期間についての厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（A社から同社B工場管轄のC（部門）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人は、「私は、その当時D部部長の職に就いており、会社から異動命令があった日に動くのが当然である。また、業務内容が異なる部署への初めての異動であり印象強く記憶しているから、異動日は、昭和44年7月10日で間違いない。」と供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出の記載に過誤があったことを認めていることから、事業主は社会保険事務所に対し誤った届書を提出し、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 6 月の保険料について納付の告知を行っておらず（社会保険事務所が納付の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和48年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月16日から同年4月16日まで

私は、昭和44年3月19日にB社（現在は、C社）に入社してから、途中で辞めることなく継続して勤務していた。しかし、48年3月16日にD社E（部門）からA社F（部門）へ異動になったときの1か月分の厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できない。調査して厚生年金保険の記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

G企業年金基金から提出された基金加入者台帳、C社の人事記録等の事務を行っているH社から提出された人事原簿等から判断すると、申立人は、C社のグループ会社に継続して勤務し（昭和48年3月16日にD社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

## 千葉国民年金 事案 2956

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から50年3月まで

私が20歳になる少し前に、市役所から職員が自宅に来て国民年金の加入を勧められた。私は父と話を聞き、後日、父が国民年金の加入手続きをしてくれた。国民年金保険料は私が結婚した後の昭和47年12月までは父が、その後50年3月までは夫が納付していたのに未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付については、結婚した後の昭和47年12月までは申立人の父が納付し、その後については申立人の夫が納付していたと申述するところ、申立人は保険料の納付に関与しておらず、納付したとする申立人の父は既に亡くなっていることから、申立期間のうち申立人の父が納付したとする期間の保険料の納付状況は不明である上、その後の期間については、納付したとする申立人の夫は、保険料の納付方法、納付金額等についての記憶が定かでないため、当該期間における保険料の具体的な納付状況は不明である。

また、申立期間は30か月と長期間である上、申立人の父及び夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2957（事案 858 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から41年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年1月から41年5月まで

私が20歳になったとき、私の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をA市役所で納付してくれていた。私の姉は20歳から国民年金に加入し、すべて納付済みとなっているのに、弟である私の加入手続を行っていないとは考え難く、申立期間が未加入で未納とされていることは納得できないので、再審議願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和42年4月であり、同年3月以前は国民年金に未加入の期間であり、申立期間は国民年金保険料を納めることができない期間であることに加え、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与した母は既に亡くなっており、納付状況等が不明であるとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月10日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、A市に払い出された国民年金手帳記号番号について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を再度行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことは確認できず、申立期間の保険料を別の手帳記号番号で納付していた事情はうかがえない上、申立人の姉に当時の状況について聴取したが申立期間の納付状況に関する具体的な申述は得られなかった。

また、申立期間に係る保険料の納付については、納付をうかがわせる新たな資料等が提出されておらず、当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から同年12月まで

私が国民年金の加入手続を行ったときに、市の職員から「国民年金保険料は5年さかのぼって納付することができる。」と指導され、約30万円を市役所内の金融機関で一括して納付したにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行ったときに、市の職員から「国民年金保険料は5年さかのぼって納付できる。」と説明され、約30万円を納付したと主張するところ、保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、被保険者名簿の「処理年月日及び異動事由」欄の記載から平成3年2月上旬に払い出されたと推認でき、その時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、申立人は手帳記号番号の払出時点において、過年度納付が可能な平成元年1月から2年3月までの期間及び手帳記号番号の払出年度の同年4月から3年3月までの期間の保険料を納付した上、同年4月から4年3月までの期間の保険料を前納していることが確認でき、その法定保険料の合計額と申立人が申立期間の保険料納付額として記憶している約30万円は、おおむね一致することから、申立人が一括して納付したとする記憶は、上記期間の保険料を納付したときのものであると考えても不自然ではない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年5月までの期間及び52年4月から53年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から48年5月まで  
② 昭和52年4月から53年11月まで

私は、会社を退職した昭和47年ごろ、市役所又はその支所で国民年金の加入手続を行った。その後の厚生年金保険と国民年金の切替手続も私が行い、国民年金保険料は、滞ることなく支所で納付していたのに申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和47年ごろ、市役所又はその支所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、被保険者台帳から53年12月に払い出されたことが確認でき、申立人の主張と相違している上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①については、申立人の所持する年金手帳により、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は、昭和52年2月6日と記載されていることが確認でき、当該資格取得日は被保険者台帳及びオンライン記録とも一致することから、資格取得日以前の期間である申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②については、昭和52年4月1日に申立人の妻が共済組合に加入したことにより、申立人は被用者年金制度に加入する者の配偶者として国民年金の任意加入対象者となること、被保険者台帳による

と、申立人は同年4月1日に国民年金の資格を喪失していることが確認でき、その後、加入手続を行った形跡は見当たらないことから、申立期間②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2960

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年2月まで

私は、会社を退職した平成2年6月ごろ、市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も出張所で納付していたのに申立期間が未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成2年6月ごろ、市役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、4年2月24日にA市へ払い出されたことが確認でき、同時期、加入手続を行ったことが推認できることから、2年6月ごろに加入手続を行ったとする申立人の主張と相違する上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が平成4年4月29日と記載されており、当該資格取得日はオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から45年3月まで

私は家業を手伝っており、20歳になったとき、母が私の給与から国民年金保険料を控除し、納付していた。結婚後もしばらくは母が納付していたが、昭和45年4月からは自分で納付するようになった。申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和41年\*月から、申立人の母が申立人の給与から国民年金保険料を控除し、納付していたと主張しているが、保険料の納付については、国民年金加入時において国民年金手帳記号番号の払出しを受け、手帳記号番号に基づき保険料を納付するところ、申立人の手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、45年2月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、手帳記号番号の払出し以前である41年1月から納付したとする申立人の主張と相違している。

また、申立期間は51か月と長期間である上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間のうち昭和42年12月以前の保険料は時効により納付することができず、申立期間の保険料の納付に関与したとする申立人の母は既に亡くなっていることから確認できず、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人の氏名及び申立人の氏名と類似する読み方において縦覧調査を行った結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2962

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から同年 9 月までの期間及び平成 3 年 4 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月から同年 9 月まで  
② 平成 3 年 4 月から同年 7 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料は現在の A 区役所で納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金の記号番号は、平成 6 年 5 月 19 日に社会保険事務所（当時）から A 区役所に払い出された記号番号の一つであり、申立人がこの日以前に同区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとする主張は不自然である。

また、年金手帳には申立人の国民年金の資格取得日が平成 6 年 1 月 31 日と記載されているところ、前後の記号番号の被保険者資格記録から、同年 6 月以降に同年 1 月 31 日にさかのぼって加入手続が行われたものと推認でき、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間に係る保険料の納付金額、及び納付場所についての記憶が不鮮明なため、申立期間の保険料の納付状況等が不明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）

は無く、ほかに申立期間の保険料の納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 63 年 3 月までの期間、平成 9 年 9 月及び 10 年 4 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 7 月から 63 年 3 月まで  
② 平成 9 年 9 月  
③ 平成 10 年 4 月から同年 7 月まで

私は、会社を退職後実家で家事手伝いをしていたが、昭和 60 年 7 月ごろ、父が A 郡 B 町役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間①が未納とされていることは納得できない。

また、申立期間②及び③の保険料は、送付された納付書で私自身が納付期限内に納付していたはずなので確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B 町の保管する申立人の国民年金被保険者名簿に平成 2 年 6 月 15 日適用との記載があり、申立人の国民年金の加入手続が同日に行われ、その際、20 歳になる昭和 60 年 \* 月 \* 日に<sup>さかのぼ</sup>遡って被保険者資格を取得したことが推認され、同名簿の検認記録には同年 7 月から 63 年 3 月までの期間に「時効消滅」と記載されている上、63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料が過年度保険料として、同年 4 月から同年 7 月までが現年度保険料として国民年金加入時に一括納付されたことが記載されていることから、申立人の父が同年 6 月 15 日に、申立人の国民年金の加入手続を行い、納付可能であった 2 年分の過年度保険料を遡って納付したものと推認され、その時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納

付したとする父からは事情を聴取することができないため、申立期間①の納付状況等は不明である上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料の納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②及び③については、申立人自身が納付書で納付期限内に納付していたと主張するところ、当該期間の前後の期間の保険料は時効間際にまとめて納付するなど、申立人の主張とは異なる上、当該期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後の国民年金保険料の収納事務の電算化が図られた後の期間であることから、年金記録事務における事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

また、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②及び③の保険料の納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2964

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から同年 6 月まで  
私の申立期間の国民年金保険料については、父が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと思うので、記録を確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、国民年金の記号番号及び国民年金被保険者の資格記録の記載が無く、オンライン記録に申立人の国民年金の資格記録が無いことと一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は、加入手続を行った時期、保険料の納付金額及び納付場所についての記憶が不鮮明なため、申立期間の納付状況等は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年7月から同年9月までの期間、平成元年4月及び2年4月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年7月から同年9月まで  
② 平成元年4月  
③ 平成2年4月から4年3月まで

私は、昭和 44 年7月に結婚して、住所変更手続のためA市役所に夫と一緒に出向いた際、夫婦二人分の国民年金の加入手続を強制的にさせられた。それ以降夫婦二人分の国民年金保険料は納付しており、納付が困難なときには免除の申請手続を行っていたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が関連資料として提出した昭和 59 年確定申告書控には、国民年金保険料 10 万 8,000 円と記載されているが、オンライン記録では、申立人夫婦の 58 年 10 月から同年 12 月までの二人分の保険料が 59 年 4 月に納付されていること、同年 1 月から同年 6 月までの保険料が 61 年 3 月以降に過年度納付されていること、及び 59 年 10 月以降は申請免除期間であることから、確定申告書控に記載された社会保険料控除額は国民年金保険料の納付状況からみて不自然であり、申立期間①の保険料の納付を推認することはできない。

また、申立期間②については、申立期間②前の平成元年1月から同年3月までの保険料が3年3月5日に納付された後、申立期間②後の元年5月及び同年6月の保険料が3年6月5日に過年度納付されており、この時点では、元年4月の保険料は時効により納付できなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間②及び③について、平成2年から4年分確定申告書に

は国民年金保険料としての記載額が無く、社会保険料控除額には国民健康保険料を記載したものと推認される。

加えて、申立期間に係る申立人の記憶が不鮮明なため、申立期間の納付状況等が不明である上、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫も、いずれの申立期間も未納と記録されており、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から同年10月まで

私は、平成6年6月30日にA社を退職し、翌日の同年7月1日に個人事業所に再就職したが、この事業所が社会保険に未加入だったため、B市役所へ行き、私の国民年金の加入手続、妻の国民年金の種別変更手続及び夫婦の国民健康保険の加入手続を行い、妻が国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、国民年金の記号番号及び国民年金被保険者の資格記録の記載が無く、オンライン記録に申立人の国民年金被保険者としての資格記録が無いことと一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続を行い、保険料の納付は申立人の妻が行ったと申述しているところ、加入状況についての申立人の申述は不鮮明な上、申立人の妻は申立人の保険料の納付について覚えていないと述べている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から10年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月から10年1月まで

私は会社を退職した際に、老後のためにと考え平成9年9月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行った。当時は引っ越ししたばかりで、国民年金保険料の納付額等具体的な事は全く覚えていないが、父が保険料を納付していたはずであり、記録を確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年9月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録では、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は13年8月16日であり、申立期間は国民年金に未加入の期間であることから、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人の基礎年金番号は平成9年1月に厚生年金保険の記号番号が付番されている上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人及びその父からも保険料の納付について具体的な申述が得られないため、申立期間の納付状況等が不明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

加えて、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の保険料の収納事務の電算化が図られた後の期間であることから、年金記録における事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 41 年 3 月から 42 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 41 年 3 月から 42 年 8 月まで

私は、昭和 39 年 4 月に A 市 B 区に転入したとき、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。また、41 年 3 月に C 県 D 市で就職するため D 市（現在は、E 市）に転入して、同市役所で保険料を納めた。申立期間の保険料は納付したはずであり、未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 4 月に A 市 B 区、41 年 3 月に D 市において国民年金に関する手続きを行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録では申立人の国民年金の加入記録は無く、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成17年7月から同年12月までの期間及び18年3月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月から同年12月まで  
② 平成18年3月から同年11月まで

私は、現在未納とされている申立期間は離職中であり、どちらも次の仕事が決まってから、A市役所の国民年金窓口で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料をその場で一括納付しているので納付記録を確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所において申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間は平成14年4月に保険料収納事務が国に一元化された後であり、同市役所は、「A市役所内では国民年金保険料の納付を受け付けていなかった。」と回答している。

また、オンライン記録によれば、申立期間①及び②ともに申立人に対し、国民年金への加入勧奨が行われたが、加入手続きがされていないことを示す記録があることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であることから、基礎年金番号に統合されていない記録（未統合記録）が生ずる可能性は極めて低いほか、14年4月に保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、記録漏れがあったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2970（事案 1887 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月から 57 年 12 月までの期間及び 59 年 10 月から 60 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 2 月から 57 年 12 月まで  
② 昭和 59 年 10 月から 60 年 5 月まで

私は、申立期間当時世帯主であった可能性が高く、国民年金の加入手続を行い、国民健康保険料と共に国民年金保険料を納付しているはずであり、当時の住民票及びA市国民健康保険課調査回答書を提出するので、再審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A市の被保険者名簿には、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された日は平成 2 年 1 月 19 日と記載されており、その時点では申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付できない期間であること、ii) 別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立期間①及び②について、国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒に行ったと主張しているが、A市は「平成元年 11 月 1 日から 6 年 11 月 2 日までの国民健康保険加入記録はあるが申立期間の加入記録はない。」と回答していること、iv) 申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 12 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに住民票及びA市国民健康保険課調査回答票を提出しているが、これらからは申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと推認するには至らず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年12月から15年6月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年12月から15年6月まで  
私は、平成15年に事業を起こし、入金があったため、14年12月から15年6月までの申請免除期間の国民年金保険料を同年7月28日にA社会保険事務所(当時)で追納しているの、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申請免除されていた申立期間の国民年金保険料を平成15年7月28日にA社会保険事務所で追納したと主張している。

しかしながら、申請免除期間の保険料を追納するためには、社会保険事務所(当時)において追納申出の手続を行った上で、国庫金納付書の発行を受けなければならないが、オンライン記録によると、申立人の申立期間について追納申出を行った記録は無く、納付書が発行された形跡も見当たらない。

また、保険料を追納したとするA社会保険事務所に保存されている領収書控の中には、申立人が平成15年7月28日に保険料を追納したことを示す領収書控は見当たらない。

さらに、税務署が保管する申立人の確定申告書により、申立人は、平成15年分の所得税の確定申告は行ってない上、16年分確定申告書において、社会保険料控除のうち「国民年金」として記載された金額は、オンライン記録において、16年1月7日に納付されたことが確認できる15年7月から同年12月までの期間及び16年6月30日に納付された同年5月の保険料額と一致していることから、申立期間の保険料を追納したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年12月から48年2月まで

私は、昭和48年3月にA社に入社する以前の期間3か月について国民年金に加入していなかったため、入社時に経理担当者から「国民年金に加入して、国民年金保険料を納付したほうがよい。」と勧められて、3か月分の保険料を借り受けて納付した。国民年金の加入手続及び保険料の納付は、同社の経理担当者が代行した。申立期間が未納とされていることは納得できないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月にA社に入社したときに、同社経理担当者が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、A社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、商業登記も確認できないことから、当該事業所に対し申立人の国民年金の加入状況について確認することはできない。

また、申立期間当時は基礎年金番号制度の導入前であり、国民年金の加入手続を行った場合は国民年金手帳記号番号が払い出されるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を代行したとするA社の経理担当者の所在は不明であることから、加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年6月までの期間、同年12月から49年9月までの期間及び50年1月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年9月から48年6月まで  
② 昭和48年12月から49年9月まで  
③ 昭和50年1月から51年3月まで

私は、父に勧められて国民年金の加入手続を行い、当初は私が、その後は父が、私が結婚するまで国民年金保険料を納付しており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及び前後の任意加入者の資格取得日より、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和52年1月ごろと推認でき、加入手続を行った時点で申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立期間①については、申立人の住所は戸籍の附票によりA区にあることが確認できるが、申立人は「A区で国民年金の加入手続を行ったことはなく、B県C市で加入手続を行い、C市で保険料を納付した。」と述べており、その主張に不自然な点が認められる。

さらに、C市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立期間①、②及び③は未納と記録され、オンライン記録と一致している。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2974

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 5 年 4 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 5 年 4 月まで

私は、昭和 63 年に結婚し、夫は当時学生でアルバイトで生計を立ててくれていたが、夫が就職する平成 5 年 5 月までは国民年金保険料の全額免除申請を行い、その後夫と一緒に免除期間の保険料はすべて追納しているはずであり、申立期間が免除期間とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の全額免除期間について、申立人の夫が就職後に全額追納したと申述しているところ、申立人及びその夫は、免除期間に係る追納申出の手続、納付場所、追納金額等についての記憶が不鮮明であり、保険料の追納状況が不明である。

また、申立期間に係る全額免除期間の申請日及び該当日については、オンライン記録及びA市の被保険者名簿から確認はできるものの、追納の申出及び保険料の追納状況については確認できない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2975

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 57 年 3 月まで

私の母は、20 歳になったら国民年金保険料を納付するのは国民の義務と考えており、私が 20 歳になったとき国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を始めてくれた。

私の家の前に住んでいた方が保険料の集金業務を行っていたので、納付を断ることも滞納することもできず大変だったことを母から聞いており、申立期間の保険料を納付してくれていたはずなので未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金手帳を所持しておらず、オンライン記録では共済組合員期間の共済年金記録しか確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、申立人の母が加入手続をしたと主張しているところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月及び同年5月

私は、平成5年4月に会社を退職した後、A市に国民健康保険の加入手続に行ったところ、同市の職員に国民年金の加入手続も併せて行うように言われたため、国民年金の加入手続を行い、毎月国民年金保険料を納付していたはずなのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年4月に会社を退職した後、A市で国民健康保険の加入手続を行い、その後、国民年金の加入手続も併せて行ったと述べているところ、A市で申立人が同年4月に国民健康保険の資格を取得した事実は確認できず、申立人の主張とは相違が認められる。

また、オンライン記録によると申立期間は未加入の期間であることから、納付書が発行されることは無く、制度上、国民年金保険料を納付することはできない上、申立人の所持する年金手帳には、国民年金の記号番号の記載は無く、基礎年金番号のみが記載されており、平成9年1月1日に基礎年金番号が付番された時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2977

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成 4 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 4 年 7 月まで

私は、昭和 60 年 3 月に大学院を卒業し、母が同年 4 月に A 市役所で私の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料の納付は、母が自宅に来ていた取引先の B 銀行の行員に依頼し納付していたはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 4 月に A 市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行ったと主張するところ、同市役所は、申立人は 63 年 6 月 1 日付けで国民健康保険に加入したと回答しており、申立人の主張と一致しない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母からは事情を聴取することができないことから、申立期間に係る加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から48年5月まで

私は、昭和44年の衆議院総選挙の立候補予定者から、「国民年金保険料を納付していない方は、今年は保険料が1か月300円なので納付しておくとし将来年金がもらえるため国民年金に加入した方が良い。」と聞き、国民年金の加入手続を行った。同年10月から45年6月までは月額300円、同年7月から47年6月までは月額450円、同年7月から48年5月までは月額550円の保険料を納付していた上、付加保険料も3か月ごとに月額400円ずつ納付してきたのに申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、昭和48年6月29日に任意で被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録及び特殊台帳の納付記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、3か月ごとに定額保険料に合わせて付加保険料も納付していたと主張しているところ、昭和45年10月以前は付加保険料の納付制度は無く、同年10月から48年5月までの付加保険料は月額350円であり、申立人の主張には不自然な点がみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2979

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私の国民年金については、母が加入手続を行い、同居していた昭和48年ごろまで国民年金保険料を納付してくれていたが、母は几帳面な人だったので、私の保険料が38年から納付済みとなっており、それ以前の申立期間が未納とされていることは考えられず納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間について国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているところ、申立人は加入手続及び保険料納付について具体的なことは何も知らないと述べており、申立人の保管している国民年金手帳には昭和38年6月26日発行と記載され、同年4月より保険料を納付したことを示す検認印が押されているが、申立期間の36年4月から38年3月までについては検認印が押されていない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、ほかの手帳記号番号で納付していたことも考え難い。

さらに、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2980

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年5月から44年3月まで

私は、申立期間当時大学生だったので、父が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続き及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっており、申立期間に係る加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は国民年金手帳を所持したことは無いと述べている上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、過去に遡<sup>さかのぼ</sup>って保険料を納付したこと、及び特例納付制度を利用したことは無いと述べている上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月6日から32年2月1日まで  
② 昭和40年10月6日から同年11月1日まで

私は、昭和31年11月6日から40年10月6日までA社に勤務し、同年10月6日から42年3月12日までB事業所に勤務していた。それぞれ入社日から加入していたはずの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、訂正してほしい。A社には、C社から転職し、その後も何度か転職したが、転職する際に1日も休んだことがなく、厚生年金保険の記録に欠落があることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、C社からA社と一緒に転職した元同僚3名の氏名(姓のみ)を挙げているところ、両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、唯一本人を特定できた元同僚は、「A社に入社したとき、すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。申立人を記憶しているが、勤務していた期間は覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務期間について特定することができない。

また、両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様にC社からA社に転職している者で、所在が確認できた2名に照会したところ、いずれも申立人のことを覚えていたが、勤務期間について特定できず、このうち1名は、その記憶するA社の入社時期から、約4か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、A社では、申立期間①当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから

一定期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の関係資料の所在が不明であるため、申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、A社からB事業所に一緒に転職した元同僚3名の氏名（姓のみ）を挙げているところ、両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、唯一本人を特定できた元同僚は、「申立人のことをはっきり覚えていない。」と供述している。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②に被保険者資格を有する7名のうち、連絡先の判明した2名に照会したところ、回答が得られた1名は、「申立人のことを覚えているが、勤務期間までは記憶していない。」と供述していることから、申立人の申立期間②当時の勤務実態について確認できない。

さらに、B事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②当時の関係資料の所在が不明であることから、申立期間②当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月から 36 年 2 月まで  
② 昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月 10 日まで

私は、中学校を卒業後、A社で2か月勤めた後、友人に誘われて昭和35年7月にB社に入社し、36年2月まで勤務したが、この間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

また、いったん退職後、昭和36年10月に再度、B社に入社したが、再入社した同年10月から37年3月10日までの厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間①及び②当時の同僚との写真により、申立人は、期間は特定できないものの、申立期間①及び②において、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人を当該事業所に誘った中学校時代の友人は、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿でその氏名を確認できたものの、所在が確認できないため、申立期間①における申立人の入社時期を特定できない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚のうち所在の確認ができた8名に対し、申立人の勤務実態について照会した結果、回答が得られた7名のうち3名は、申立人を記憶していたが、申立人の勤務期間についての証言を得ることはできない。

さらに、当該事業所の被保険者名簿において、申立人が昭和37年3月10日に資格を取得し、38年4月6日に資格を喪失していることが確認できるが、申立期間①及び②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、当該事業所は、既に事業を廃止し、当時の事業主も「当時の関連資料は保存していない。」と供述していることから、申立人の申立期間①及び②当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 1 月 30 日まで

私は、昭和 43 年 3 月に学校を卒業し、学校のあっせんでA社に入社した。当該事業所は、厚生年金保険に加入させてくれる会社と考え入社したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は、勤務期間は特定できないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた元同僚3名のうち2名は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が無く、残りの1名は、「昭和 37 年ごろ入社した。」と証言しているところ、44 年 10 年 1 日に資格を取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、当該事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、加入させたとしても、入社してから相当期間経過後であったことがうかがえる。

また、当該元同僚は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該事業所における最後に被保険者資格を取得した者として申立期間後に資格を取得しており、それ以前に被保険者資格を取得した者は、申立期間前の昭和 42 年 3 月 27 日に資格を取得しており、申立期間において厚生年金保険に新規に加入している者はおらず、申立人の氏名は無い。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年9月29日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月1日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月29日から同年10月1日まで  
② 昭和47年4月1日から同年10月1日まで

私は、昭和47年4月1日から同年10月1日までA社（現在は、B社）に勤務していたが、申立期間①の期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので訂正してほしい。また、経営者が同一であるC社からA社への転籍であるので、申立期間②の標準報酬月額が前職より3,000円減額されていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和47年4月1日にA社に入社し、同年9月20日に離職していることが確認できる。

また、B社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は、昭和47年9月29日に同社を退職していることが確認できる上、また、申立人に係る47年所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、同年9月の厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚6名のうち、唯一連絡が取れた当時経理を担当していた同僚は、「申立人の退職時期を覚えていな

い。」と供述しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格取得日を昭和47年4月1日、標準報酬月額を4万2,000円として社会保険事務所（当時）に届出られ、同年4月7日に受理されていることが確認できる。

また、当該事業所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険児童手当拠出金増減内訳書により、申立人の厚生年金保険の発生日が昭和47年4月1日、標準報酬月額が4万2,000円であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、昭和47年所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、47年4月から同年8月まで、標準報酬月額4万2,000円に見合う厚生年金保険料（1,008円）を控除されているが、同年9月の保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2661 (事案 587 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月21日から同年6月1日までの期間における厚生年金保険第四種被保険者としての厚生年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和58年3月1日から59年7月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月21日から同年6月1日まで  
② 昭和58年3月1日から59年7月1日まで

私は、A事業所を退職した後に厚生年金保険第四種被保険者の資格取得手続きを行い、昭和43年2月1日から44年6月1日までの16か月分の第四種被保険者としての厚生年金保険料を一括納付した。その後、B社で同年4月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したので、同年4月及び同年5月については厚生年金保険に重複して加入しているが、2か月分の第四種保険料を還付されていないので、重複した被保険者期間として認めてほしい。

また、私は、申立期間②においてC社に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されているはずであり、前回の結果には納得できない。新たな資料として、確定申告書の控えを提出するので再審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「第四種被保険者として昭和43年2月から44年5月までの厚生年金保険料を一括納付し、その後、B社で同年4月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際、2か月分の第四種保険料が還付されていない。」と主張している。

しかしながら、申立人の厚生年金保険第四種被保険者原票においては、第四種被保険者の資格喪失日が昭和44年6月1日から同年4月21日に訂正処理されていることが確認できる上、備考欄には、B社で同年4月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが記載されている。

また、申立人のB社における厚生年金保険被保険者原票に記載されている厚生年金保険の被保険者記号番号は、第四種被保険者の資格取得時の被保険者記号番号と同一である。

さらに、第四種保険料の納付の有無及び過誤納金（第四種被保険者として既に納付している保険料）の還付の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、当該事務処理に不自然な形跡は見当たらない。

これらのことから総合的に判断すると、申立期間①について、申立人の第四種被保険者資格の喪失日訂正により過誤納金が発生した場合、還付がなされたものとするのが相当である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において厚生年金保険第四種被保険者としての厚生年金保険料を還付されていないものとするのはできない。

なお、申立人は、申立期間①について、納付した第四種保険料を還付するのではなく、重複した被保険者期間として認め年金給付に反映してほしいと主張しているが、昭和 60 年改正前の厚生年金保険法において、第四種被保険者は、厚生年金保険の適用事業所に使用され被保険者となったときは、第四種被保険者資格を喪失することが定められており、申立期間①を重複した厚生年金保険の被保険者期間として扱うことは制度上できない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、i) C社での雇用保険の加入記録が、申立人の厚生年金保険被保険者原票で確認できる厚生年金保険の加入記録とおおむね一致していること、ii) 申立人は申立期間②のうち、昭和 59 年 5 月及び同年 6 月について国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していること、iii) 当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料の控除について事業主等から聴取できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として確定申告書の控え等を提出しているが、昭和 59 年分確定申告書に記載された社会保険料控除額 17 万 401 円は、申立人の 59 年 7 月の標準報酬月額（36 万円）を基準にすると、約 5 か月分に相当し、これは、オンライン記録で申立人が被保険者資格を取得した同年 7 月 1 日以降の社会保険料（翌月控除）であると考えられることから、申立期間②における厚生年金保険料の控除は推認できない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から24年2月1日まで  
私は、昭和21年4月1日から24年2月1日までA県にあったB社に勤めていたが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が供述した住所にB社が存在したことが閉鎖登記簿謄本により確認できること、及び元同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿検索システムによる検索の結果、厚生年金保険の適用事業所としてA県内にB社という名称の事業所は見当たらず、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったものと考えられる。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚も申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳において、B社に係る記載は見当たらない上、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2663

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月から 55 年 6 月まで

私は、A社に昭和 53 年 2 月から 55 年 6 月まで、勤務していたにもかかわらず、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 11 月 7 日から 55 年 3 月 31 日までA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、昭和 58 年 9 月 2 日に厚生年金保険の新規適用事業所になり、平成 9 年 3 月 26 日に適用事業所でなくなっていることから、申立期間は厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

また、申立人が氏名を挙げた元事業主及び元同僚二人は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者となっておらず、元同僚のうち一人は、「申立人のことは覚えている。当時、会社が厚生年金保険に加入しておらず、私もA社に勤務していた期間は厚生年金保険の記録は無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 48 年 3 月から 49 年 1 月まで

私は、昭和 47 年 3 月に大学を卒業し、同年 4 月から同年 11 月までの期間、A社に勤務していたにもかかわらず、同年 4 月から同年 7 月までの期間については厚生年金保険に未加入とされている。

また、昭和 48 年 3 月から 49 年 1 月までの期間は、B社に勤務したが、この期間についても厚生年金保険に未加入とされていることは納得できないので、記録の訂正を求める。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元同僚の証言により、勤務期間は特定できないが、申立人が申立期間①にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は、「人事記録、賃金台帳等の関係資料は廃棄済みである。」と回答していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録は確認できず、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、B社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、所在地を管轄する法務局において、B社の商業登記は確認でき

ず、申立人も当時の事業主及び同僚を具体的に覚えていないため、聞き取り調査を行うことができず、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料の控除について証言を得ることができない。

さらに、申立人のB社における雇用保険の加入記録は確認できず、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年12月1日まで

私は、昭和32年3月に大学を卒業し、同年4月にA社に入社した。その後、同年12月ごろに会社の組織が変更され、同社の一部門が独立してB社になり、私もそこに所属した後、33年9月30日に退職した。A社に勤務していた32年4月1日から12月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が同期入社として氏名を挙げた3名の元同僚のうち1名は、「昭和32年4月に当時の社長が大学卒の新入社員を25名くらいまとめて採用した。」と供述しており、申立人の供述と符合していることから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記元同僚は、昭和32年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、「32年4月に入社後、本採用になるまでは厚生年金保険に加入していなかった。私の年金記録に誤りは無い。」と供述しており、別の元同僚も、「32年3月11日入社し、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年6月21日である。」と回答している。

また、上記元同僚2名のほかに申立人が同期入社として氏名を挙げた元同僚1名は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和32年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、当該事業所においては、従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させず、厚生年金保険に加入させる時期については、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 58 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 3 月から 58 年 3 月末日まで、A社に在籍し、B区CにあったD店に勤務し、その間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、この期間について厚生年金保険の被保険者期間となっていないことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚及び元事業主の証言により、B区Cに所在した「D」を営んでいたのは、E社であり、A社とは別会社であることは推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に資格取得及び喪失している者のうち、1年以上記録のある者 14 名を抽出し、そのうち所在が判明した 10 名に文書照会し、6名から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、申立人が申立期間にCに所在した「D」で一緒に勤務していたとしている元同僚6名全員が、申立期間にA社における厚生年金保険の加入記録は無く、昭和 62 年 4 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となったE社の被保険者記録のみとなっていることが確認できる。

加えて、6名の元同僚のうち1名は、E社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 62 年 4 月 1 日より前は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと供述しており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 10 月から 59 年 8 月まで  
② 昭和 60 年 2 月から 61 年 4 月まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社C店に勤めたが、これらの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、昭和 63 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚2名は、オンライン記録により、申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

### 2 申立期間②については、昭和 60 年 5 月 16 日から 61 年 3 月 20 日まで雇用保険の加入記録があることから、申立人が当該期間はB社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社という名称の事業所は、申立期間において厚生年金保険に適用事業所として確認できない。

また、代表取締役及び申立人が氏名を挙げた元同僚の所在は不明であ

り、証言を得ることはできないことから、申立期間当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2668

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 41 年 8 月まで  
私は、昭和 39 年 5 月から 41 年 8 月まで A 市 B にあった C 事業所で D (作業) をしており、この期間は、厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人は、勤務期間は特定できないものの、C 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、元同僚 2 名は、「厚生年金保険に加入せずに、国民年金に加入したまま勤務していた者がいた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人は、昭和 37 年 2 月 2 日に国民年金に加入し、同年 2 月から申立期間を含む 41 年 9 月まで国民年金保険料を納付している。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は所在不明であることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 9 月まで

私は、昭和 36 年 4 月から 38 年 9 月まで A 社（現在は、B 社）に勤務したが、その全期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社における申立期間の具体的な勤務状況を詳細に記憶していることから、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、申立期間当時、A 社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した 6 名に照会したが、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、上記元同僚のうち 1 名は、「申立期間当時、A 社に入社した従業員のうち、多くの者が臨時職員として勤務し、1、2 年後に上司の推薦により試験を受け、合格後、1 年程度の見習い期間を経て、正社員として採用されれば社会保険への加入手続きが行われた。」と供述しているところ、申立人は、「見習い期間後に正社員になる試験に 3 回落ちたので当該事業所を退社した。」と供述している。

さらに、B 社は、「当時の資料は保存しておらず、申立人の雇用実態については不明である。」と回答していることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2670

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 19 日から 45 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 4 月に勤務していたA社を結婚のため退社した。同年 11 月、脱退手当金が支給されたことになっているが、その時期は結婚してB県からC県へ転居しており、脱退手当金は受給していない。脱退手当金を受給していたとする年金事務所の回答に納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において申立人の氏名は申立期間の事業所を退職後の昭和 45 年 11 月 18 日に氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年 11 月 27 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求のために氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最後に勤務した事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 2 月 3 日から 57 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 57 年 4 月 1 日から 58 年 10 月 21 日まで

私は、結婚前に、申立期間①はA社、申立期間②はB社の二つの会社に勤務し、C（業種）関連の仕事に従事した。これらの期間が、厚生年金保険の被保険者期間となっていないことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、申立人の雇用保険の加入記録により、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和 52 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、59 年 7 月 3 日に再び適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間①は適用事業所ではない期間である。

また、A社の元事業主の厚生年金保険の加入記録は、上記適用事業所の適用記録と一致し、申立期間①に厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間①当時のA社は、「社長と私ともう1名の女性の3名で仕事をし、会社もマンションの一室だった。」と供述していることから、当時の厚生年金保険法の適用事業所要件（5名）を満たしていなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

### 2 申立期間②については、入社日が同じである元同僚の証言により、申

立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社の事業主は、申立期間当時の雇用形態について、「当時の資料は保存されていないが、半年程度の試用期間を設けていた。当時はまだ事業所が試行錯誤していた時であり、雇用契約について明文化はされておらず、試用期間も人により幅があった。」と供述している。

また、申立人が申立人と同じ業務に従事し昭和 57 年 4 月 1 日に入社し、58 年 1 月又は同年 2 月ごろに退職したとして氏名を挙げた元同僚も、申立人と同じく B 社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2672

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 62 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 7 月に A 社に入社し、63 年 2 月 20 日に同社を退職するまで継続して勤務していたが、59 年 7 月から 62 年 6 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚 2 名のうち、所在が判明した 1 名からは証言が得られなかったことから、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録を有する 8 名に対し照会したが、回答のあった 4 名から申立人について具体的な証言を得ることはできず、申立人の勤務期間について特定できない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の直前の昭和 59 年 6 月 14 日に国民年金に加入し、申立期間のうち、同年 7 月から 62 年 3 月までの間は、申請免除の取扱いとなっており、62 年 4 月及び同年 5 月は国民年金保険料を納付していないことが確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所で厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出しを受けているところ、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、昭和 62 年 6 月 1 日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

加えて、A 社は、「保存期限が過ぎていることから、当時の資料は保存していない。」と回答していることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで  
私は、昭和 41 年 6 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで A 社で B（作業）をしていた。当時、病気等の治療には、当該事業所の健康保険証を使用していた記憶があることから、厚生年金保険にも加入していたのではないかと思うので、申立期間が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時取締役であった事業主の妻は、「A社が倒産して、新たに設立したC社に継続して勤めてくれたのは申立人だけだった。」と証言していることから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、A社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、元事業主の妻は、「A社は昭和 35 年ごろ、夫が代表取締役、私が取締役となって始めた会社である。当時、10 人前後の従業員がいたが、経営が安定するまで社会保険に加入していなかった。A社が倒産した後、C社を新たに設立した際、税理士の強い勧めがあって社会保険に加入した覚えがある。」と供述している。

また、オンライン記録において、A社の元事業主夫婦は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の妻は当時の関係資料を保存しておらず、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2674

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 月生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 26 日から 42 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで

私は、A社及びA社を合併したB社に勤務した時の脱退手当金を昭和40年ごろに自分で手続をして受け取った記憶がある。

その時受け取らなければ良かったと思っていたのに、それ以降の厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金が昭和44年1月23日に支給されたと記録されていることは納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間を含め支給されるまでのすべての事業所の厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算されており、支給額に計算上の誤りはなく、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金の申請及び受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 39 年 11 月 26 日まで  
私は、当時は脱退手当金についての知識も無く、脱退手当金をもらえるということすら知らなかった。脱退手当金を受け取った覚えがないので、被保険者期間を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月から33年12月1日まで

私は、昭和32年10月から33年11月末まで、A区BにあったC社に見習いとして勤務していたが、その期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、上記元同僚は、「見習い者の中には、厚生年金保険に加入していなかった者もいたはずである。」と供述しており、当該事業所では、勤務開始後すぐに厚生年金保険に加入させる手続をしていなかったことが推認できる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 月生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 8 月 1 日まで  
私は、平成 17 年 5 月から 19 年 4 月まで A 社に勤務したが、17 年 9 月から 18 年 7 月までの標準報酬月額が給与明細書と異なっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び事業主から提出された平成 17 年 10 月から 18 年 8 月までの給与台帳（支払明細）により、申立期間当時 20 万円の報酬月額が支給されていることから、これに見合う標準報酬月額は 20 万円となるが、厚生年金保険料の控除額は標準報酬月額 9 万 8,000 円に見合う金額であることが確認でき、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 10 月 5 日から 31 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 31 年 11 月 1 日から 34 年 7 月 4 日まで

私は、申立期間①については、A区BにあったC社に勤務し、申立期間②については、同区DにあったE事業所に勤務していた。これら申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は元同僚の氏名を覚えていないことから、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①に厚生年金保険に加入していた9名（全員）のうち、所在が判明した1名に対し照会を行ったが、申立人を覚えていないことから、申立人の申立期間①当時の勤務実態等について確認できない。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立期間①において当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、A区F（現在は同区G）に所在する同名の事業所が、申立期間に適用事業所となっていることから、当該事業所の被保険者名簿を確認したが、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、A区DにおいてE事業所及び類似する名称の事業所は、オンライン記録で確認できない。

また、申立人は、当時の事業主及び同僚の氏名を覚えておらず、元同僚等に聞き取り調査を行うことができないことから、申立人の申立期間②当時の勤務実態について確認できない。

さらに、A区Hに所在する同名の事業所が申立期間②に適用事業所となっていることから、当該事業所の被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人が当該事業所と取引関係にあったと主張するI社の事業主は、「当時、取引先には、E事業所及び類似する名称の会社は無かったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 10 日から同年 12 月 1 日まで

私は、A社に勤務していたときに、同社がB社と合併し、合併後はB社に引き続き勤務した。同社の社風が自分に合わなかったので、昭和 39 年 2 月 21 日に退職したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和 38 年 5 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人は、「A社からB社に移った者が何人かいた。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に当該事業所が適用事業所でなくなった昭和 38 年 5 月 10 日に被保険者資格を喪失している者が申立人を除き 6 名確認できるが、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる者は申立人のみである上、所在の確認できた 2 名からも、当時の勤務実態について供述を得ることができない。

さらに、A社の元事業主は、「当時の関係資料は無い。」と供述しており、B社の元事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 32 年 5 月 1 日から 33 年 3 月 1 日まで  
③ 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで

私は、A社では、B（作業）していた。C社では、D（職種）をしていた。また、E社では、F（職種）をしていた。これらの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が氏名を挙げた元同僚 16 人のうち、8人はA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた元同僚 16 人のうち、5人は申立期間①の2か月から 16 か月後に被保険者資格を取得しているところ、申立人はこれら5人を資格取得前から知っていることと供述していることから、A社では、従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在が不明であることから、申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が氏名を挙げた元同僚6人がC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人のことを覚えている元同僚は、申立人がC社で勤務していた期間について記憶しておらず、C社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたかは不明であると供述している。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚には、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②の1年後に資格取得している者が確認できることから、申立人は元同僚を資格取得前から知っていることと供述していることから、C社では、従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、C社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在が不明であることから、申立期間②当時の保険料の控除について確認できない。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、申立人が氏名を挙げた元同僚は、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間③に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人がE社に勤務していたことは推認できる。

しかし、昭和42年1月ごろに入社したとしている元同僚は、被保険者名簿において同年4月3日に資格を取得していることが確認できることから、E社では、従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、E社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在が不明であることから、申立期間③当時の保険料の控除について確認できない。

さらに、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 4 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 50 年 10 月 1 日から 52 年 3 月 3 日まで  
③ 昭和 59 年 4 月から 62 年 12 月まで

私は、A社に昭和 49 年 4 月 4 日から 52 年 3 月 3 日まで正社員として勤務したが、厚生年金保険の加入記録は 49 年 10 月 1 日から 50 年 10 月 1 日までの 1 年間しか記録されておらず、また、B社C事業所に、59 年 4 月から 62 年 12 月まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い  
ため、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社から提出された社員名簿及び退職願の写しから、申立人は昭和 49 年 10 月 1 日に採用され、50 年 9 月 30 日に退職したことが確認できる上、当該事業所は、「49 年 10 月から 50 年 9 月までの厚生年金保険料を納付した。」と回答している。

しかし、申立期間①については、申立人の勤務実態が確認できない。

また、申立期間②については、元同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の記録と符合している上、当該事業所から提出された失業保険被保険者資格取得確認通知書の写しから、申立人が昭和 49 年 10 月 1 日に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、A社において新たな厚生年金保険被保険者証記号番号の払出しを受けているところ、厚生年金保険被保険者証記号番号払出簿から、当該事業所において、申立人が 49 年 10 月 1 日に厚生年金保険

の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③については、複数の元同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がB社C事業所でパートとして勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③のうち昭和59年4月から61年3月までは、国民年金に任意未加入であり、同年4月1日の第3号被保険者制度発足に伴い、同日から62年12月までは国民年金の第3号被保険者となっていることから、被扶養配偶者であることが確認できる。

さらに、B社C事業所に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において申立期間③に申立人の氏名は無く、被保険者の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 4 日から 38 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 52 年 12 月 1 日から 57 年 11 月 1 日まで

私は、A社に勤務していた当時の先輩3人から依頼されて、昭和35年4月から38年の8月まではB社でC(業種)に従事した。52年12月から57年10月まではD社(現在は、E社)に勤務し、当初はF(作業)に従事し、後にG(職種)として勤務した。どちらの期間も厚生年金保険に加入していたので年金記録を確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が一緒に働いてくれるように依頼したとされる元同僚3人の氏名が確認できることから、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人がB社で一緒に仕事をしたとして氏名を挙げた元同僚のうち4人は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できない。

また、B社は既に解散し、事業主の所在が不明であることから、申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、複数の元同僚の証言から、勤務期間は特定で

きないものの、申立人がD社で勤務していたことは推認できる。

しかし、元事業主は、「申立人は請負で仕事をしていて厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と回答している。

また、E社は、「申立期間②当時の資料は残っていない。」と回答していることから、申立期間②当時の保険料の控除について確認できない。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 12 月 29 日から 33 年 1 月 4 日まで  
② 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、A省（現在は、B省）に非常勤職員として昭和 32 年 5 月に採用されてから 34 年 5 月まで契約を更新し継続勤務した。予算上の問題で、勤務先はA省C局D課及びA省E局を交互に変更され、給与はそれぞれから支払われているが、勤務場所及び業務は同一であった。申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が無いため調査して訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元同僚が、「昭和 32 年 5 月ごろから約 2 年間、非常勤職員として一緒に仕事をした。」と供述していることから、申立人がA省に非常勤職員として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①において、申立人と同じ非常勤職員で仕事していた複数の元同僚には、申立人と同様、A省C局D課及びA省E局の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、B省は、「申立期間①当時の人事記録、賃金台帳、非常勤人事規程等は保存していない。」と回答していることから、申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A省C局D課及びA省E局の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、A省C局D課及びA省E局に勤務した元同僚は、「仕事は昭和34年3月31日で終了し、チームは解散になり、その後、私は同年4月以降、A省に任官した。」と供述しているところ、同元同僚には申立期間②に国家公務員共済年金に加入していることが確認できる。

また、B省は、申立期間②当時の人事記録、賃金台帳、非常勤人事規程等は保存していないと回答していることから、申立期間②当時の保険料の控除について確認できない。

さらに、A省C局D課及びA省E局の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から56年2月まで

私は、昭和55年4月から56年2月までA社に勤務したが、その間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているが、給与振込の証拠となる預金通帳もあるので、厚生年金保険の被保険者記録を確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳によると、A社から振込みの確認ができることから、申立期間に申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、「当時の雇用形態として、マネキン紹介所からの紹介により雇用することが多かった。この雇用形態の場合、雇用保険、厚生年金保険に加入せず、給与は、マネキン紹介所に支払う手数料を控除して直接本人に振込みしていた。」と供述しているところ、申立人は「B事業所で仲介してもらいA社で勤務した。」と供述しているが、オンライン記録により、B事業所は適用事業所として確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚4人のうち3人は、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できない上、他の元同僚は氏名を確認できるものの、「申立人のことは覚えていない。」と供述しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、事業主は、申立期間当時の書類を廃棄しており、貸金台帳、源泉徴収票等の所在は不明であることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 16 日から 39 年 10 月 31 日まで  
私は、A社に勤務していた昭和 35 年 11 月 16 日から 39 年 10 月 31 日までの期間について脱退手当金の請求手続をした覚えはなく、脱退手当金を受給していないので記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 39 年 12 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が勤務していた A 社の厚生年金保険被保険者名簿において申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 10 月 31 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、退職時に脱退手当金の受給資格を有していた 14 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、12 人に支給記録が確認できる上、いずれも脱退手当金の支給決定が資格喪失後 5 か月以内にされていることから、事業主が代理請求を行った可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は昭和 43 年 3 月ごろに国民年金の加入手続を行い、42 年 8 月 1 日にさかのぼって国民年金被保険者資格を強制で取得し、国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人は、脱退手当金の支給決定時点では国民年金に加入しておらず、年金加入期間をつなげようとの考えは持っていなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 1 日から 36 年 9 月 30 日まで  
私は、A社で勤務した申立期間が脱退手当金支給済となっているが、当時、B（職種）として勤務しており、脱退手当金制度については知らなかったことから、受給していないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年12月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 39 年 1 月 5 日まで

私は、昭和 37 年 10 月から 39 年 9 月末まで A 事業所が経営する B 事業所及び C 事業所に D (職種) として勤務したが、37 年 10 月から 39 年 1 月 5 日まで、厚生年金の加入記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間中の昭和 38 年 3 月の A 事業所が経営する B 事業所又は C 事業所の写真により、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、昭和 36 年 8 月ごろから 38 年 12 月ごろまで A 事業所に勤務した元同僚は、「厚生年金保険の加入は、37 年 5 月に申し入れ、資格を取得した。」と供述しており、勤務を開始した日と厚生年金保険の資格取得日が一致しない上、申立人が当時の同僚として氏名を挙げた 3 名のうち 1 名は、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、氏名が確認できない。

また、上記名簿により、申立期間に被保険者として氏名が確認でき、住所が判明した元同僚 4 名に照会したところ回答のあった元同僚 2 名は、いずれも申立人を覚えていない。

さらに当該事業所は、「申立期間当時の資料は無い。」と回答しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月20日から49年3月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月1日から60年1月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月20日から49年3月1日まで  
② 昭和57年4月1日から60年1月1日まで

私は、昭和44年7月にA社（その後、B社）に入社し、途中からC社に転籍しているが、53年4月まで一貫して「D事業所」に勤務していたのに、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者期間とは認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。

また、昭和54年6月にC社に再度入社して以降、上記の「D事業所」で店長をしており、57年4月からの標準報酬月額がそれ以前と同じ28万円となるべきところ、実際の報酬とは異なる標準報酬月額の回答を社会保険事務所から受けた。

申立期間①及び②の年金記録に納得できないので、調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は昭和44年7月にA社に入社し、途中からC社に転籍したと主張しているところ、C社の総務及び経理等を管理していたA社及びE社の担当社員の供述から、申立人が申立期間①においてC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、C社は平成2年6月1日に厚生年金保

険の適用事業所になっており、申立期間①当時は適用事業所になっていないことが確認できる。

また、当時の総務担当者は、死亡又は証言を得られる状況にないことから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、申立人は、A社入社直後の昭和44年7月ごろに、同社名の健康保険被保険者証を受け取ったと述べているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、資格喪失届の受付日が45年2月26日と記載され、申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）へ返却されていることが確認できる。

加えて、申立人は昭和49年3月1日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を再取得しているが、そのときの厚生年金保険被保険者手帳記号番号は、44年7月7日に同社で最初に取得したときの記号番号と異なっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、当時厚生年金保険の適用事業所ではないC社（「D事業所」を経営）に在籍し、当該事業所の総務、経理等を管理するE社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人は、申立期間②の標準報酬月額については、昭和55年8月から一貫して28万円のはずであると主張しているところ、E社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、標準報酬月額が<sup>そきめう</sup>遡及して訂正された形跡は認められない。

また、E社でC社の総務、経理等を担当していた社員から、申立期間②当時ににおける申立人の標準報酬月額に関しては具体的な供述を得ることができない上、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月から34年12月まで  
② 昭和35年1月から42年12月まで

私は農業を営んでいたが、毎年7か月間は農閑期であることから、昭和28年1月から34年12月までの期間はA社（現在は、B社）に、35年1月から42年12月までの期間はC社D工場に季節工として2交代で勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が記憶していた元同僚の供述から、申立人がA社E出張所に2交代勤務の時期に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社E出張所の初代所長及び元労務担当者は、F社G事業所の本格的な稼働に合わせて昭和33年6月にA社E出張所を開設したと供述しており、同労務担当者は、忙しいときに日雇い労働者を採用したが厚生年金保険に加入させておらず、夏期及び冬期の期間工の採用は39年の秋以降であると供述しており、同社の元事務担当者は、事業所開設当初は日勤で、2交代勤務になったのは34年2月以降であると供述している。

また、オンライン記録では、A社E出張所は、昭和33年12月5日に厚生年金保険の適用事業所になっており、それ以前は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、上記元同僚から、申立人が期間工（季節工）として勤務していたことの供述を得ることができたが、その期間について厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる供述は得ることができない上、当該元同僚に昭和 36 年 4 月以前に厚生年金保険の被保険者期間は確認できない。

加えて、申立人に対し、現在まで厚生年金保険被保険者手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺資料は見当たらない。

- 2 申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人がC社D工場において、昭和 41 年 12 月 2 日から 42 年 3 月 3 日までの期間及び同年 6 月 22 日から同年 8 月 12 日までの期間に在籍していたことは確認できる。

しかし、C社は、当時の退職者名簿及び季節工名簿のいずれにも申立人の氏名は見当たらないと回答しているため、上記の雇用保険の加入記録がある期間以外についての在籍は確認できない。

また、H社（C社が 100 パーセントの出資）のホームページでは、昭和 37 年に I 工場から装置を移転し I 工場D分工場が発足し、38 年に I 工場から分離独立し、D工場が発足したことが確認できる上、オンライン記録では、C社D工場は 37 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、それ以前は適用事業所でないことが確認できる。

さらに、C社D工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、資格取得日が申立人の雇用保険の資格取得日と同日である昭和 41 年 12 月 2 日及び 42 年 6 月 22 日の前後 10 名ずつを調査したところ、申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立人に対し、現在まで厚生年金保険被保険者手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺資料は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から同年6月1日まで  
私は、平成5年2月1日から同年7月26日まで、A市にあったB社の社員として、C市に在ったD事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成5年2月1日から同年7月26日まで、A市にあったB社の社員として、C市に在ったD事業所に勤務していた。」と主張しているところ、i) 申立期間当時、B社において事務長の職に在り、社員の雇用事務を担当していた元同僚は、「平成5年2月初旬に申立人を採用し、D事業所に配置した。」と供述していること、ii) 申立人が申立期間当時の同僚について具体的に記憶していること、iii) 申立人の挙げた元同僚は、「B社は平成5年5月1日の新規事業所の開業を控え、同事業所に配置する人を募集していた。申立人は、その要員として同年2月ごろからD事業所に勤務していた。」と供述していることから、申立人が申立期間において、B社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、雇用事務を担当していた元社員は、「当時、B社では、社員の出入りが激しかったため、採用後、おおむね3か月の試用期間を経た後、定着ぶり等を判断し厚生年金保険に加入させていた。」と供述しており、上記元同僚も、「平成4年12月1日に当該事業所に採用された際、担当者から3か月の試用期間経過後に厚生年金保険の加入手続きを行うと言われた。」と供述している。

また、申立人が入社日及び退職日が同一であるとして挙げた元同僚には、当該事業所における厚生年金保険被保険者の加入記録が無い上、申立人と

同日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している二人は、「実際の勤務開始日は、平成5年4月である。資格取得日前に厚生年金保険に加入し厚生年金保険料が控除されていたという記憶は無い。」と供述している。

さらに、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録は無い上、元事業主は、「厚生年金保険の資格取得の届出を行ったか、保険料を納付したかについては、当時の関連資料が保存されていないため不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 8 月 1 日から 3 年 6 月 1 日まで  
② 平成 3 年 8 月 5 日から 4 年 10 月 1 日まで

私の年金記録を確認したところ、A事業所に勤務した期間のうち、平成 2 年 8 月から 3 年 5 月までの標準報酬月額が、それまでの 28 万円から 18 万円となっていた。10 万円も減額となった記憶は無いので調査願いたい。また、B事業所に勤務していた期間のうち、3 年 8 月から 4 年 9 月までの標準報酬月額が 20 万円となっているが、当時は残業も多く、20 万円の記録には納得できないので調査願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた報酬月額より低額で記録されている。」と主張しているところ、申立期間①について、A事業所は、「申立人は、平成 2 年 5 月の婚姻により住宅手当及び家族手当が不支給となり、また、妊娠、切迫流産により夜勤業務に従事しなかったことにより、固定的賃金及び変動賃金が減少したため月額変更届を提出し、同年 8 月から標準報酬月額が 18 万円となった。また、出産後、通常業務に戻ったが固定的賃金の変動は 3 年 3 月の昇給まで無く、同年 6 月に月額変更届を提出し、26 万円に変更となった。」と回答しており、申立期間①当時、申立人が当該事業所に提出した休暇届及び診断書並びに申立人に係る被保険者標準報酬改定通知書（2 年 8 月及び 3 年 6 月）により、当該事業所の回答が事実在即したものと判断できる。

申立期間②については、オンライン記録によると、申立人の B 事業所における平成 3 年 8 月 5 日厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額

が、約1年後の4年7月28日に24万円から20万円に<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、当該訂正処理について、「申立期間②当時の賃金台帳は保存していないが、社会保険事務所（当時）の監査により訂正を行ったと思われる。」と回答しており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得時報酬訂正確認および標準報酬決定通知書には「C社会保険事務所、4・7・15、調査官」の押印が確認できるとともに、同通知書の標準報酬月額は、訂正後の20万円で決定されている。

また、C年金事務所は、「当該押印は、当該事業所に対する社会保険調査官による総合調査、あるいは算定基礎届時の調査によるものと考えられ、当該調査は、事業所から出勤簿、賃金台帳等の提出を求め資格取得時等の標準報酬月額に誤りがないか確認を行うものである。」と回答していることから、当時、申立人の賃金台帳等を確認した上で資格取得時の標準報酬月額の記録訂正を行ったものであり、事実<sup>に</sup>即したものと判断できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 11 月 1 日から 33 年 4 月 7 日まで  
② 昭和 33 年 8 月 20 日から 37 年 11 月 17 日まで

私は、A社及びB社（現在は、C社）での厚生年金保険の加入期間に係る脱退手当金を、昭和 38 年 3 月 27 日に支給されていると社会保険事務所（当時）で説明を受けた。平成 21 年夏に帰郷した際、B社の申立期間当時の事務担当者に再会し、脱退手当金の話をしたところ、事業所で脱退手当金の請求手続は行っていなかったと言われた。また、B社を退職した直後に結婚し、実家から新居に引っ越したので、脱退手当金を請求する時間は無かったし、受給した記憶も無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、「脱退手当金」と押印されており、D社会保険事務所（当時）が保管していた申立人に係る「脱退手当金裁定請求書」及び「脱退手当金支給決定伺」には受付印、支給額、支給年月日等が記載されていることから、申立人に脱退手当金が支給されたことが確認できる。

また、申立期間①及び②に係る当該脱退手当金裁定請求書には請求者の氏名及び住所地の一部にゴム印が使用されており、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した元同僚5人の脱退手当金請求書にも、同様にゴム印の使用が確認できることを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、当該脱退手当金裁定請求書の住所欄には、住所のゴム印のほか当該事業所の当時の事務担当者名に「様方」が付けられ手書きで記載されていることが確認できる。

加えて、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月1日から同年11月19日まで  
私は、昭和25年9月から26年1月まで、父がA（職種）をしていたB氏所有のC丸に乗船し、漁に従事していたが、船員保険の被保険者資格取得日は25年11月19日と記録されている。父や元同僚の資格取得日は、同年9月1日と記録されているので、私の記録も訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において、B氏の所有するC丸に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、上記元同僚から船員保険に関する証言を得ることができないことから、C丸に係る船員保険被保険者名簿により、申立人と資格取得日が同日であると確認できる元同僚に照会したが、「自分が乗船したときのことも50年以上前なので覚えていない。」と供述しており、当時の加入状況について確認することができない。

また、当該船舶所有者は既に亡くなっており、申立人の船員保険の適用状況について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 24 日から 33 年 2 月ごろまで  
私は、A社に勤務していたときに、B社に誘われて入社し、C区からD県のEまで通勤していたが、途中で会社にアパートを借りてもらい、昭和 33 年 2 月ごろまで働いていたはずであり、その間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述及び申立人がB社を辞めた理由の供述内容から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、当該事業所は昭和 33 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前は適用事業所でないことが確認できる。

また、上記元同僚も、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者の加入記録が無い上、厚生年金保険の加入状況について具体的な証言を得ることはできない。

さらに、事業主は、「申立人の在籍については不明である。」と回答している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 16 日から 53 年 12 月 21 日まで  
私は、昭和 51 年 11 月 15 日から約 2 年間、A 社 B 部に勤務していたのに、入社した翌日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになることは納得できない。申立期間について調査して、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 51 年 11 月 15 日から約 2 年間、A 社 B 部に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A 社は、「申立人の申立期間における在籍は確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所が加入している C 健康保険組合に照会したところ、「申立人の申立期間における健康保険の加入記録は無い。」と回答している。

さらに、申立人は元同僚として二人の氏名を挙げているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該元同僚の厚生年金保険の加入記録を確認することはできない。

加えて、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格記録は雇用保険の加入記録と符合している上、申立人は昭和 49 年 12 月 11 日に国民年金に任意加入し、申立期間を含む同年 12 月から 56 年 5 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月から同年11月1日まで

私は、昭和30年3月にA社（現在は、B社）本社の募集を見て応募し、採用された。勤務地はC営業所であったが、本社で厚生年金保険に加入していたはずであり、厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B社は、申立期間当時の健康保険厚生年金保険の被保険者資格取得届及び喪失届の控えを保存しており、「各届の控えについて申立期間の前後5年間にわたり確認したが、申立人に係る届出は無い。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所は、「保存している申立期間当時の社員名簿に申立人の氏名は無く、在籍していたか否かは不明である。」と回答している上、申立人とほぼ同時期に入社した10人の元同僚に申立人の勤務実態等について照会したところ、そのうち4人から回答があり、いずれも「申立人のことは記憶に無い。」と回答している。

さらに、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年12月1日から23年4月1日まで  
② 昭和24年2月28日から同年4月1日まで  
③ 昭和26年3月3日から同年7月1日まで  
④ 昭和28年12月1日から30年5月まで

私は、昭和21年12月にA社（現在は、B社）に入社し、30年5月ごろに退職するまでの間、同じ社長が経営する関連会社であるC社（現在は、D社）及びA社E工場（現在は、B社）に数回異動になったことはあるが、途中で一度も退職した覚えはないので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和21年12月にA社に入社し、30年5月ごろに退職するまでの間、関連会社であるC社及びA社E工場に継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、申立人は、申立期間②及び③について勤務した事業所名を特定していない上、B社及び複数の元同僚の証言から申立人が異動した時期について具体的な証言を得ることができない。

また、B社及びD社の事業主は、「申立期間当時の資料は一切残っていないため、厚生年金保険の資格取得及び喪失の届出並びに厚生年金保険料の納付の有無、給与から保険料を控除していたか否かについては、いずれも不明である。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間①については、健康保険厚生年金保険適用事業所索引簿によると、A社は昭和23年4月1日に厚生年金保険の適用事業所とな

っており、申立期間①は適用事業所となる前の期間である上、申立期間②、③及び④については、複数の元同僚に申立人の勤務実態等について照会したところ、申立人の入退社及び異動の時期を明確に記憶している者はおらず、申立人の各事業所における勤務実態等について具体的な証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として申立期間に係る掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 47 年 3 月まで

私は、C事業所（現在は、D事業所）に昭和 46 年 6 月から 47 年 3 月まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が空白となっているので、調査して記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び健康保険被保険者原票から、勤務期間は特定できないものの、申立人がC事業所に勤務していたことは推認できる。

また、当該事業所は、昭和 48 年 4 月に 10 組合と合併しE事業所を設立した後、解散し、E事業所は、平成 7 年 3 月に 2 組合と合併し、D事業所を設立して現在に至っており、A共済組合から提出された同共済組合の組合員に係る「C事業所喪失・転出組合員一覧」（以下「組合員一覧」という。）により、当該事業所は申立人の申立期間において同共済組合の加入団体であったことは確認できる。

しかしながら、D事業所は、「C事業所の職員に関する書類は保存されておらず、申立人の勤務実態及びA共済組合の加入状況は不明である。」と回答している。

また、組合員一覧により、申立期間において同共済組合の加入記録がある者のうち、所在の判明した 8 人の元同僚に照会を行い、そのうち回答のあった 5 人は、「A共済組合への加入については、職員として採用されてから 2 か月から 6 か月後であった。」と回答している。

さらに、健康保険被保険者原票から申立人は申立期間のうち昭和 47 年 2 月 1 日から同年 2 月 24 日までの期間、健康保険の被保険者であったことが確認できるところ、組合員一覧から申立期間において同共済組合の加

入記録がある元同僚9人について健康保険被保険者原票に記載された健康保険の資格取得日と同共済組合の資格取得日とを比較したが、健康保険の資格を取得した同日に同共済組合の資格を取得した者が4人、健康保険の資格取得日より1か月から10か月の期間経過後に同共済組合の資格を取得している者が5人いることから、C事業所における同共済組合の加入時期については、従業員ごとに異なる取扱いをしていたものと推認される。

加えて、組合員一覧において、申立期間の前後を通じて申立人の氏名は無く、資格取得順に付番される組合員の個人番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における同共済組合の掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA共済組合員として、申立期間に係る掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 11 月 1 日から 55 年 1 月 8 日まで  
② 昭和 59 年 6 月 30 日から 60 年 2 月 25 日まで

私は、昭和 54 年 11 月 1 日にA社に入社し、途中転勤はあったが、60 年 2 月 24 日まで継続勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が、55 年 1 月 8 日から 59 年 6 月 30 日までしかないことは納得できない。調査して加入記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「昭和 54 年 11 月 1 日にA社に入社したときから厚生年金保険料が給与から控除されていた。」と主張している。

しかし、申立人より 1 か月又は 2 か月前に入社した元同僚及び同期入社  
の元同僚の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は、申立人の資格取得日と 1 日違いの昭和 55 年 1 月 7 日となっている上、事業主及び複数の元同僚が、「当該事業所では、入社後しばらくの期間は試用期間があり、その後に厚生年金保険に加入したと思う。」と供述している。

これらのことから判断すると、当該事業所では入社後一定期間経過後に、まとめて厚生年金保険に加入させていた可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、昭和 59 年 6 月時点において当該事業所の厚生年金保険の被保険者であった 50 名のうち、13 名が同年 6 月で当該事業所に係る厚生年金保険の資格を喪失しており、申立人と同様に同年 6 月 30 日で資格を喪失している複数の元同僚は、「申立期間②当時、当該事業所

の経営がうまくいかなくなったため、各地の事業所を閉鎖統合する事業縮小のため、人員整理があった。」と証言している。

また、昭和59年6月30日付けで資格を喪失した複数の元同僚は、「当該事業所における厚生年金保険の資格を喪失した後、当該事業所から商品供給を受け、個人事業主として、従前と同様に仕事を継続していた。」と証言している。

加えて、申立期間当時の元事業主は、「既に事業所は廃止し、清算も終了している。当時の総務担当者は死亡している上、関連書類は保存されておらず、質問には回答できない。ただ、明確ではないが、申立人は他の社員と2名で独立した可能性はある。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日まで  
私は、平成 17 年 6 月 1 日から 18 年 7 月 10 日まで、A社B本部にパートタイマーとして勤務した。同年 5 月 1 日付けで夫の被扶養者となり、厚生年金保険被保険者資格の喪失手続をしてもらったが、資格喪失日が同年 4 月 29 日になっているので、調査して資格喪失日を同年 5 月 1 日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B本部から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所から提出された、申立人と当該事業所が締結したパート労働契約書によれば、当初、申立人は平成 17 年 6 月 1 日付けで 1 週間の労働時間を 30 時間とする契約を締結し、その後、18 年 4 月 28 日付けで同労働時間を 18 時間とする契約を締結していることが確認できる上、当該事業所は、短時間就労者の社会保険の加入要件については、常勤者の所定労働日数及び所定労働時間のおおむね 4 分の 3 以上であることを基本とし、具体的には 1 週間の労働時間が 30 時間以上の者とする等の規程（パート及びアルバイトの社会保険・雇用保険加入基準）を定めているところ、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、契約変更に基づく労働時間の短縮により、申立人が社会保険の加入要件を満たさなくなったとして、事業主は、18 年 4 月 29 日付けで申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失させる旨の届け出を社会保険事務所（当時）に提出していることが確認できる。

また、当該事業所から提出された申立人に係る平成 18 年度の年間賃金

台帳の記載により、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 2701

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 26 日から 48 年 1 月 1 日まで

私は、A社に昭和 42 年 4 月に入社し、47 年 12 月 31 日まで勤務していたが、43 年 5 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになっている。同年 4 月ごろまではB区の工場に勤務し、その後C区の工場に勤務場所が変わり、退職する 2 年ほど前に再びB区に移ったが、仕事内容等には変更はなかった。

退社まで一貫して厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、「申立期間当時、従業員の一部について順次、社会保険は資格喪失させ、健康保険は国民健康保険組合に移行させており、申立人もその 1 名だったと思われる。また、申立てどおりの届出を行ったとまでは言えず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付したとまでも言えない。」と回答している。

また、申立人は同期入社として、元同僚 2 名の氏名を挙げているが、そのうち 1 名は当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録は確認できず、そのほかに、申立人が一緒に勤務していたとして氏名を挙げた元同僚 3 名のうち 2 名についても、上記被保険者名簿に被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所は昭和 47 年 10 月からD健康保険組合に編入しているが、同組合は、申立人の加入記録は確認できないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 18 日から 52 年 5 月 19 日まで  
私は、A事業所に昭和 49 年 4 月 1 日から 52 年 5 月 18 日までB（職種）として継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が 49 年 4 月 1 日から 51 年 5 月 18 日までとされていることは納得できないので、調査して記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると当該事業所は、昭和 51 年 5 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所ではない上、現在の事業主は「当時の事業主は既に死亡しており、当時の資料は保管していないため、申立期間に係る申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等は不明である。」と供述しており、申立人の厚生年金保険の適用状況のほか申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、事業主は申立期間当時、申立人を含む被保険者 3 人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に届け出ており、同届により、申立人は昭和 51 年 5 月 18 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。